

富山海区漁業調整委員会委員候補者の公募要項

県では、富山海区漁業調整委員会委員の任期満了（令和7年3月31日）に伴い、改正された漁業法（令和2年12月1日施行）に基づき以下のとおり委員候補者の公募を行います。

1 募集人数

15人

| | | | |
|---|------|--------|-------|
| 〔 | （内訳） | 漁業者委員 | 10人程度 |
| | | 学識経験委員 | 3人程度 |
| | | 中立委員 | 2人程度 |
| 〕 | | | |

2 任期

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで（4年間）

3 身分

富山県の特別職の非常勤職員

4 報酬

富山県各種委員会等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例により支給

5 職務内容

海区漁業調整委員会は、漁業法に基づき農林水産大臣が定める海区ごとに都道府県が設置している行政委員会です。水産資源の持続的な利用と、海の総合的な利用を図るための漁業調整機関として位置付けられており、主な職務内容は以下のとおりです。

（参考：委員会の年間開催回数 8回程度）

- （1）県が実施する海区漁場計画の策定、漁業権の免許、法に基づく資源管理に関する計画の策定等について、県からの諮問に基づき、協議し意見を述べること。
- （2）漁業調整のために、県が実施すべき内容について意見を述べることや、漁業の制限又は禁止、漁場の使用に関する制限など、必要な指示をすること。

6 委員の要件

委員として推薦を受ける者及び応募する者は、漁業に関する識見を有し、富山海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者であって、次の要件を満たす者とします。

（1）漁業者委員

富山海区に沿う市町（朝日町、入善町、黒部市、魚津市、滑川市、富山市、射水市、高岡市、氷見市）の区域内に住所又は事業所を有する漁業者又は漁業従事者（1年に

90 日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。)

(2) 学識経験委員

資源管理及び漁業経営等に関する学識経験を有する者

(3) 中立委員

委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者

7 委員の欠格事由

次のいずれかに該当する者は、委員となることができません。

(1) 年齢満 18 歳未満の者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(4) 富山県議会議員

(5) 富山県暴力団排除条例に第 2 条に規定する暴力団員等である者

8 推薦及び応募の手続き

所定の様式に必要な事項を記入の上、持参又は郵送により、富山県農林水産部水産漁港課水産係に提出してください。

(1) 推薦及び応募の様式

- ・ 漁業者個人による推薦の場合 : 様式第 1 号
- ・ 漁業関係団体等による推薦の場合 : 様式第 2 号
- ・ 一般応募の場合 : 様式第 3 号

〔※ 様式 (ワード、PDF ファイル) については、県のホームページからダウンロードできるほか、水産漁港課にも備えています。〕

(2) 添付書類 (共通)

被推薦者又は応募者の氏名、住所、生年月日が確認できる書類の写し (例: 運転免許証、保険証、パスポート等)

(3) 推薦及び募集の期間

令和 6 年 11 月 1 日 (金) から令和 6 年 12 月 11 日 (水) まで

〔※ 持参の場合、期間中 (土日祝日を除く) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに提出してください。郵送の場合は令和 6 年 12 月 11 日当日の消印有効とします。〕

9 推薦及び応募に関する情報の公表

漁業法等の規定により、受付期間の中間及び終了後に、富山県ホームページにおいて、提出された推薦及び応募に係る書類に記載された推薦者、被推薦者及び応募者に関する情報 (住所、生年月日及び連絡先を除く) を公表します。

10 委員候補者の選定及び任命

提出された書類等に基づき、資格を満たした被推薦者及び応募者を委員候補者として選定します。

ただし、募集定員を超える場合は「富山海区漁業調整委員会委員の候補者評価委員会」を設置し、提出された書類等に基づき被推薦者及び応募者の評価を行ったうえで、委員候補者を選定します。

知事は、委員候補者を決定し、県議会の同意を得た上で委員を任命します。

11 注意事項

- (1) 推薦又は応募にかかる経費は、全て推薦者又は応募者の負担になります。
- (2) 必要に応じ追加資料の提出を求める場合があります。
- (3) 提出書類は返却しません。
- (4) 提出書類に記載された内容を確認するため、必要に応じて関係機関に確認・照会することがあります。また、記載された個人情報には海区漁業調整委員会の委員候補の選任に係る目的以外で使用することはありません。

12 書類等の提出先及び問い合わせ先

〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号富山興銀ビル

富山県農林水産部水産漁港課水産係 (電 話) 076-444-3293

(F A X) 076-444-4412